

市民税・県民税の所得割額の確認方法

市民税・県民税の所得割額は、下記いずれかの書類により確認することができます。

- 1. 市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書 ⇒ 会社などにお勤めの方
- 2. 市民税・県民税 納税通知書（税額決定通知書） ⇒ 自営業、普通徴収の方
- 3. 市民税・県民税 課税（非課税）証明書 ⇒ 市役所、行政センター、役所屋で発行

1. 市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書

年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更 通知書（納税義務者用）																																		
所得	給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総所得金額①	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分		
所得	雑損	医療費	社会保険料	障・寡・勤	配偶者	配偶者特別	扶養親族	該当区分	本人該当区分	異動	損失	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得	納付額											

提出書類として使用する場合は、氏名の記載がある部分も含めてコピーしてください。

2箇所合計が 85,500 円未満 ※非課税（0円）も可

2. 市民税・県民税 納税通知書（税額決定通知書）

所得金額、所得控除明細及び税額

所得金額（円）				所得控除額（円）			
総所得	事業	営業	等	雑損			
	農業			医療費			
	不動産			社会保険料			
	配当			小規模企業共済			
	給付			生命保険料			
	雑所得	公的年金	その他	地震保険料			
	譲渡			障害者			
	一時			寡婦（寡夫）			
	計			勤労学生			
	分離所得	短期譲渡			一般	人	
山林	長期譲渡			特定	人		
一般株式等の譲渡				同老	人		
上場株式等の譲渡				老人	人		
				16歳未満	人		
				扶養控除			
				基礎			
				合計			

3ページ目に記載されています

①税額控除前所得割
②税額控除等（7頁）
所得割① - ②
均等割

③税額控除前所得割
④税額控除等（7頁）
所得割③ - ④
均等割

2箇所合計が 85,500 円未満 ※非課税（0円）も可

提出書類として使用する場合は、1ページ目と3ページ目の両方をコピーしてください。

市民税・県民税と所得税では所得控除額が異なります。

3. 市民税・県民税 課税（非課税）証明書

令和〇年度 市県民税課税・非課税（所得）証明書

サンプル

賦課期日住所	
氏名	生年月日

〇年中の所得の内容		円
給与収入金額		
公的年金等収入金額		
所得の種類	
	
	
所得の合計金額		

所得控除額の内訳			円
雑損控除		特別障害者	
医療費控除		普通障害者	
社会保険料控除		本人該当事項	*****
小規模企業共済等掛金控除		寡婦（寡夫）	
生命保険料控除		特定寡婦	
地震保険料控除		勤労学生	
配偶者控除		*****	
配偶者特別控除		基礎控除	
扶養控除		所得控除額の合計	
人数内訳 一般 〇人 同居老人 〇人 16歳未満 〇人 同居特障 〇人			

2箇所の合計が 85,500 円未満
※非課税（0円）も可

令和〇年度 課税標準額		円
総所得金額		
その他の課税標準額の合計		

令和〇年度 市県民税額				円
年	税額			
市民税	所得割		県民税	所得割
	均等割			均等割

★確認時の注意事項

- ・ 同一世帯内（同じ住民票に入っている）全員の所得割額を確認してください。
- ・ 同一世帯全員の所得割額の合計が 85,500 円未満の世帯が対象となります。
- ・ ただし、税法上の扶養親族、配偶者控除対象者については確認不要です。
- ・ 配偶者特別控除対象者の方については所得割額の確認が必要ですので、ご注意ください。